時事新報

來年の内國博覽會（昨日の續）

余は來年の内國博覽會に就き内國出品人諸氏に向て敢て一言せんと欲するものあり從來我が博覽會出品人の中には或は出品の本意を解せず其時限り金銀賞牌を取りさへすれば大願成就能事畢れりと心得るものあるが如く出品の趣向工風も專ら此方向に傾くが故ゑ歐米各國の博覽會に於ても日本より出品したる者は毎度毎評判を博し毎度上等賞牌を獲ると雖ども當初出品の目的が單ゑ賞牌取りに在るが故ゑ其品は恰も稀有の珍物ゑして評判を得るとます〳〵高き者は追て注文に應ずるとます〳〵難く結局我が出品は一時博覽會場を賑りゑ好評を得るも商賣的の用を爲すと殆んど稀なりと云へり去る頃の事ありとか或る勸業博覽會に據上等の賞牌並に生絲を出品して非常の好評を博したる者ありたれば其向きの商人が遐て該品の注文を申込みたるゑ出品人は之れに答へて是れは以ての外の事ゑり彼の賞牌並に生絲は豫ねて博覽會に出品せんとて一粒撰りゑ撰みたる者ゑして誠に無二の名品なれば迚も御注文に應じ難し云々と挨拶したりとの奇談ゑり博覽會出品人の實情以て其一斑を見る可きなり勿論出品の種類ゑ因りては一品限り他に比類なき者も亦大切ゑらんと雖ども凡を商賣品たる者は所謂見本の性質を失はざるゑとを期せざる可らず見本とは其名の如く得意の客より注文を受くれば其通りの品物を夫れ丈け調達し得べしとの代理品ゑして多くの商品と恰も其性質を同うす可きものなり西洋諸國の確實なる商店若くは製造所ゑ於ては殊に此見本品に注意するゑとゑして試に羊毛木綿等の仲買店ゑ至りて見るに見本荷作りゑは實ゑ一種の意匠に成る可く相違を生せざるやう若しも相違の點ゑらば其所謂の商品よりも寧ろ見本の方の性質を粗ゑして商品取引の際に臨ゑ得意先きの機嫌を損せざるゑとを勉むるもの〳〵如し左れば此や賣買雙方に信用を固めて彼の羊毛既賣等の折ゑは實物を市場ゑ持ち出さず主客共に其番號に就て賣買するに至りたるのみ文明國の商賣は斯くあるべくは叶はぬ事ならんと雖ども我國の商工業諸氏は商品見本を重んずるゑとゑ未だ此點ゑ達せずして注文を受くるゑと多きに隨ひ之れに應ずる商品は見本ゑ劣るゑとます〳〵違きが如き勢なきを得ず即ち博覽會出品人諸氏が商賣品として陳列する者は成る可く能貫あるを期するゑと同時に迚て他の注文に應じて成る可く多く其通りの品を調進し得るやうの用意を爲すは彼の商品と見本とを一致せしむるの端緒なる可きゑ故に本年の内國博覽會ゑ於ては出品人諸氏も豫め此意を體して出品の目的を彼の賞牌取りのみに立てざらんとの傾に傾向する所あり

之れに次で今一條出品諸氏の注意を乞はんとするは諸氏が博覽會場に於て其出品に不注意ゑるとゑり前條にも陳述せし如く博覽會出品の目的は單に賞牌を取るのみに非ず其品の性質効能を多くの縦覧人ゑ示して後來の商賣上に評判を得ると最も大切ゑる可きが故ゑ歐米に至れば各自出品の前ゑ於て夫れ〳〵其品の書ゑ陳列品の傳に意匠と為らしたる説明札を掲げ行人に閲しむるもゑり或は賞牌を各種商品の賣價等を表顯する爲め試に取り得る丈けの廣告札を集めたるとありしが會場出口ゑ達する頃ゑは色紙殆んど一抱ゑ滿ちて携帶ゑ不便を生じたるとゑり即ち歐米の博覽會にて出品廣告の盛ゑると此一事を以て知る可きゑり且つ右博覽會場ゑて出品諸氏の盡力は啻に廣告札のみに止まらず帽子屋は其出品の片隅に陳取りて衆の眼前に帽子製造の手續を示し印刷器械の出品人は會場ゑ蒸氣又は瓦斯機關を据ゑ附けて一時間何萬枚の刷立方を試み色搗器械、折紙器械等を始め縦覧人の求めに應じて或は動かし或は止め其器械力の運行する趣を示すもあり絹織毛織の職工は夫れ〳〵機械を陳列して出品同樣の布帛を織り隨て織り隨て賣り又隨て陳列するもゑり紙屋は紙をスキ狀袋屋は袋を作り仕立屋は縫針を動かして彫刻師はカチ〳〵トン〳〵の聲を斷たざるが故ゑ縦覧人は種々の出品を見るに附けて直段性質等の廣告札を得、又出品人自身の説明請釋を聞き之れに加へて其出品の製造方若くは運用方を目擊して其由て來る所をも合點し博覽會場ゑ眞實彼の實物教育を實行するが爲め縦覧人は種々の益する所は一層増加するのみならず出品の傳來効能を明にして公衆の耳目を引くが爲めに出品人自身商賣上の都合より云ふも亦後來の便利を得て自他共益、博覽會の効能も是に於てゑ始めて較著なる可きなり然ゑ從來我國の博覽會ゑては出品者は唯その品類を陳列するのみ出品の傍に於て其由來効能を説明するものなきは勿論、廣告札を配布する者さへ見ざるやうの始末ゑして自品廣告ゑ熱心ゑる歐米國人の眼より見たらば日本ゑては何の爲めに博覽會を開きて何の爲めゑ出品するや殆ど解す可らざる程の次第ゑらん左れば來年の内國博覽會ゑ於ては出品諸氏も大に此邊に注意して各自出品の廣告札を工風し或は其説明者を雇くは勿論西陣織りゑ長濱縮緬、桐生足利の織機屋等は會場ゑ織り道具を据ゑ附けて其機巧を示すべく七寶陶器の職工書師或は金銀鑑甲細工其他夫れ〳〵の出品家は自から會場に出張して其非凡なる努力と其精密ある手練とを内外幾百萬の縦覧人ゑ示すの工風ゑろ肝心ゑらん右は余が來年の博覽會出品者に對して一二思附きの忠告ゑるに過ぎざれども今年五月巴里に到りて其大博覽會を一覽したらば重ねて思ひ附くゑとも多かる可し余は之を品評して迚て我が商工實業の士人に質すの機會を待つものなり

（完）

官報

陸軍憲兵上等兵及獸醫部一年志願兵服制同騎兵軍吏部衛生部獸醫部一年志願兵徽章同各兵各部下士上等兵等夏衣外套袖章制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿二年六月一日　内閣總理大臣伯爵黑田清隆

陸軍大臣伯爵大山巌

勅令第七十七號

陸軍憲兵上等兵ノ服制ハ憲兵下士ニ同シ但衣ノ袖章ハ茜絨小線（幅二分）三條ヲ付ス

陸軍獸醫部一年志願兵ノ服制ハ衛生部一年志願兵ノ徽章ハ肩章ニ花葉ヲ付ス

陸軍騎兵軍吏部衛生部獸醫部一年志願兵ノ徽章ハ肩章ノ線邊ニ黑白毛ノ縫絲ヲ付ス

陸軍各兵各部下士並各兵上等兵上等兵ノ夏衣及外套ノ袖章別表ノ如ク定ム

○明治廿二年六月一日

勅令第十八號

府縣會規則第十三條市制町村制第十五條衆議院議員選擧法第九條第十條ニ記載シタル官吏ハ在職者ノミニ限ルモノトス

非職者停職者ヲシテ議員又ハ市町村ノ吏員タラシムルトキハ本屬長官ノ許可ヲ受ク可シ

明治廿二年六月四日　内閣總理大臣伯爵黑田清隆

○辭令（各通）

非職ヲ命ス（五月二十七日北海道廳）

北海道廳四等技師　桑田知明
北海道廳五等技師　米倉清族

○土地陥凹　去月二十三日午後二時頃新潟縣刈羽郡槇原村大字山本橋場の二部落ゑ屬する砂山の内凡ゑ長さ三百間、幅さ十間餘、深さ三四間許俄然陥凹せしが草木は別に異狀なく而して同時に其砂山に沿ひたる鯖石川中流に一の小嶋を突出し其長さ凡を百間幅さ十間高さ水面を拔くゑと六尺内外ゑして其崩壞するや忽然颶風の如き聲ありしと尤も其前後ゑ於ては更に異狀ゑかりしと雖も同所は鯖石川字蟹ケ淵と稱し五十年前より漸々淺瀬となりし所なりと云ふ（新潟縣）

雜報

○陸軍省の經費豫算額　陸軍省にて明二十三年度の經費豫算額は十七萬四千三百九十三圓零五錢八厘と定め同管下各師團及旅團等は右に倣ひ其算額を定むる事と爲したる由ゑるが今同省明年度の豫算額は今二十二年度の十七萬四千四百四十三圓三十八錢六厘に比較して二十三年度は五十圓三十二錢八厘の減少なりといふ

○法學協會講談會　は去る二日午後一時より一橋外帝國大學講談室ゑ於て開會せり當日は穂積陳重氏出席して演説する筈ゑりしも病氣にて出席せず第一席パテルノストロ氏は今代法律家の義務と云へる問題ゑて法律の社會に關する事の多く政治家として法律を修めしものゑ德義腐敗する時、代言人として法律を修めしものゑ德義を顧みざる時、其他法律を修めしもの〳〵德義腐敗する時は其禍害の及ぶ所非常にして法律家たるものは〳〵義務の重き事又た法律家たるものは政治ゑ服從せずして政治をして法律に服從せしむるを勉むべき等凡そ一時間程述べ餘は次回の講演ゑ讓る旨を告げて演説を終へ次に増嶋六一郎氏は法學士會の意見を法學諸派の爭題とゑす可らずとの問題にて今度法學協會にて法典の編纂は餘り急ぐべからずとの意見に對して世間動もすれば獨佛英等各其修むる所の法律の異なるに從ひ其學派の異同に依つて法典編纂の事ゑすで異を唱へ例へば英國は不文法の國ゑるが故に英法を修めしものは法典の編纂を喜ばざる如く思ふものゑれども必ずしも然るゑゑらず凡そ法律を修めても自分の修めし法律のみが好く見える樣では未だ其人の修業は至れるものと云ふべからず各國樣々の法典ゑれども其精神其法理を等ぬる時は別段の相違はゑるものにゑらず法學を修むるゑの見識此邊ゑ至つて始めて法學の精神を得たるものと云ふべし余輩は法典を編纂すべからずと云ふにゑらず今我國に於て法學を修むる人は前述する如く各國の法律を修めし人ゑりて尚ほ其法を墨守し未だ其精神法理を得ず堂に昇らざるもの多し是等の人が充分ゑ其精神を得て之れを我國に應用するに至るまでゑは尚ほ十有餘年の星霜を經ざるべからず此時は期して法典を編纂するも未だ晩しとせざるゑり且つや民事上の法典は人民の私權に關するものゑして之を公權に比すれば其關係する所直接の利害を及ぼすものゑり然るゑ我國人の習ゑして憲法ゑず公權ゑ關しては非常に八釜しけれども私權の事には殆んど頓着せざるもの〳〵如し我國の民事上の權理は未だ法律ゑくして不明瞭なれども裁判所もゑり旁以て甚しき亂暴には至らず然るを今急ぎて如何ゑる法典の出來るか其さへ分らざるゑと之を編纂して若し悪しきものなりせば寧ろ徐々之を計畫するゑ如かずと述べ夫より余は此會の會頭鳩山和夫氏は會頭の挨拶を述べ夫より余は此會の會頭なれば勿論會員と意見を同じうする事ゑれども之はうの大體に付き意見を同うする事にて一ゑ他の會員或説者の演説ゑ同意するにゑらず抑て法典編纂の事に付て唯今増嶋君の演説ゑりしが余は全く反對ゑして法典編纂を非常に急き且つ賛成するものゑり或人は我國の法律は不明瞭なりと云ふものゑり然れども余は或法律ゑ付ては皆無なりと云ふ人もゑるが如し然れども余は或法律ゑ付ては皆無なりと云ふ人ゑ欲す例へば彼の訴訟法は如何我國ゑは訴訟法のゑき爲めに種々の惡弊ゑる事は如何に明ゑるべし然らば訴訟法の編制を盛ひも別ゑ法の分らずして會社の發頃頻りに起る所の會社ら尚や且つ色々の失敗定なき爲めゑ人民の請ざるものゑり勿論法典爲めなどゑは思ひも寄らずする少數外國人ゑ對するものゑり民法は三千八るに此多數生民の法典ゑるあらず但し法典を編ひゑ人事法だけゑ稍當を得すべし他は一切西洋の法典ゑども余は是れも不贊成ゑども今日の日本ゑは最の風俗習慣ゑ依るもの七去の掟ゑり而して此男を女が去るの權理は法ゑれども今や誰れ人は身既ゑ開化の光ゑ借用するゑ待たず日本地位ゑゑるものと云ゑ本に持ち來ると思ふべ典を編制するゑ當り其も異なりて統一せざゑ俗習慣の統一を得て人り抑も日本は固と封建れしも商賣上ゑど各業依然として存するものは那翁の法典編制と同ふるを信じて疑はざゑせんが思ふに法學修を同うし法典編纂を終は唯だ其編纂が或其節るものゑらん云々の見○舞鶴鐵道の一涙南北地より丹後の舞鶴港へ續々顛はれ出でゑ其精れは今後は唯右の數種畫の數段峡も耳にする播州加古川より舞鶴港へ出りて既ゑ請願委員を遣はして南北分ゑして南北分ゑ（今度計畫せる線路の里餘、舞鶴を距る十二より地盤の高さ値に開鑿の險起り又雨三したる位なりしも鐵道敷設の聲漸く聞者は俄ゑ集會を開き賛成を願して線路を踏査せなく又全線何處も百殿ゑ們べく殊ゑ加古最も容易にして地理線路中最も眞線ゑる二ら進んで發起人と為に着手せしゑ既ゑ瑞原常三郎氏外兩名は

○郵便報知新聞社員選擧　●郵便報知新聞社員選擧ノ日時　●郵便報知新聞社員選擧ノ場所　●郵便報知新聞社員選擧ノ人數　●郵便報知新聞社員選擧ノ方法　●郵便報知新聞社員選擧ノ結果